

部会 課題検討会	「マイナンバーカードの利活用等」 課題検討会	【静岡県行政経営研究会】	
	「特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)事務」ワーキンググループ	担当	市町行財政課

## ○特別徴収税額通知(個人番号記載)の発送事務に係る課題の解決

■個人番号(マイナンバー)を記載して作成する特別徴収税額通知の発送事務に係る課題を解決するため、創意工夫すべき点等、対応方法を県内の全市町間で共有し、翌年度の発送事務に活用した。

### 取組の背景(課題認識等)

#### 【現 状】

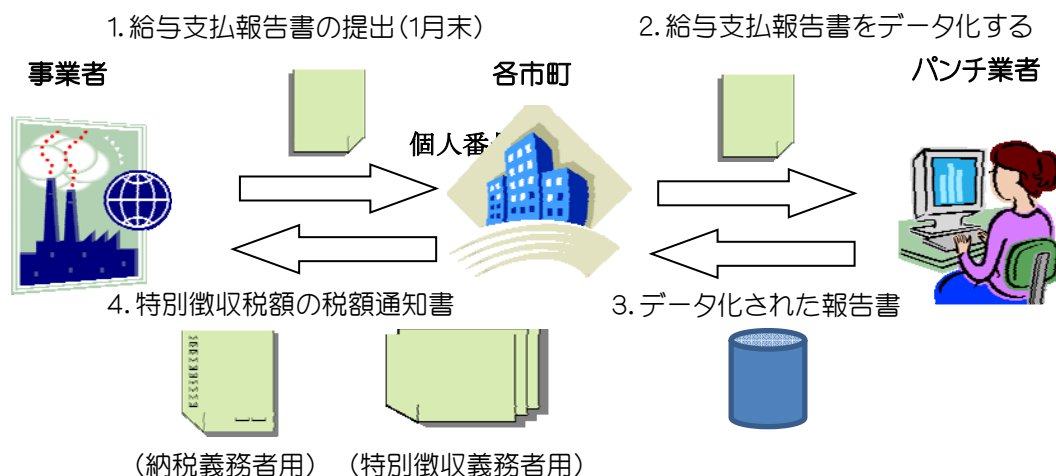
個人住民税の特別徴収業務の流れは、以下のとおり。

1. 事業者から給与支払報告書(紙)の提出を受ける。

2. 各市町にて給与支払報告書(紙)をパンチ業者等に依頼しデータ化する。

3. 各市町はデータ化された給与支払報告書を利用し税額通知書を紙に印刷する。

4. 印刷された税額通知書は各市町にてチェックを行ったのち、事業者に発送する。



## 【課題】

毎年通知される特別徴収義務者への特別徴収税額通知書は税制改正によって平成29年度から、特定個人情報である個人番号を印刷し提供することになった。

これによって、

- 個人番号の漏えい、毀損の防止等、必要な措置を講じることが求められた。
- 限られた期間の中で膨大な件数の処理を迫られ、例年になく煩雑な業務となった。
- 毎年、各市町において数件程度、誤封入や誤配送があり若干の問題が発生している。

⇒ これらの課題を解決するため実施された創意工夫点を参加市町で議論した。

## 検討体制

構成	市町	28市町(21市7町)41人	その他
	県	市町行財政課	
検討期間	平成29年度		

## 取組の概要

### 【検討の経過】

平成29年8月24日(木)午後2時から4時30分まで

参加 : 28市町41人

### 【当日のワーキンググループの開催の様子】



## 【検討内容】

検討の結果、特別徴収税額通知書の「誤封入を防止する方法」と「誤配送を防止する方法」の2点について、各市町で実施された創意工夫点を相互に発表し、情報の共有を行った。

### ●誤封入を防止する方法

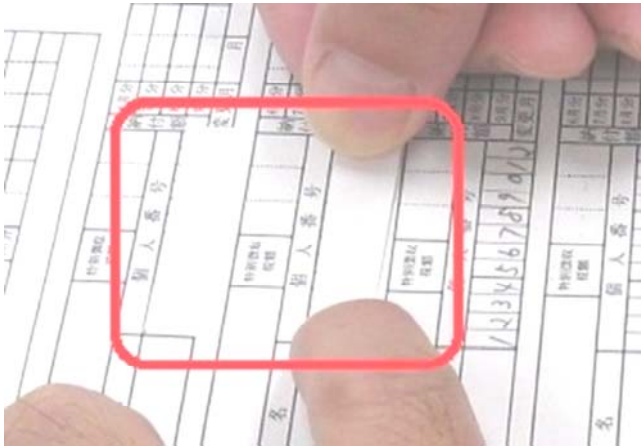
創意工夫点	メリット	デメリット	効果	導入	コスト
・封入封かん時の2重チェックの徹底	・誤封入を防止できる	・チェック作業に時間がかかる ・臨時職員や非常勤職員等の費用がかかる	◎	◎	○
・個人番号欄に目隠しシールを貼る	・誤封入、誤配送された場合でも個人番号の流出が防止できる	・専用のシールが必要となる ・当初決定分は数が多く実施が困難	◎	△	◎
・システム化し、誤封入を防止する	・バーコード管理のため誤封入、誤配送が防止できる	・システム化する費用が必要となる ・制度改正への対応が困難	○	△	△
・eLTAXを利用し、電子化を行う	・eLTAXを利用した電子申請のため、誤封入、誤配送が防止できる	・納税者がeLTAXにて申請する必要がある ・電子申請の推進に労力をさかれる	◎	△	◎

効果 ◎特に期待できる ○期待できる △ある程度の効果  
 導入 ◎容易 ○普通 △困難  
 コスト ◎低い ○普通 △高い

### ●誤封入を防止する方法

創意工夫点	メリット	デメリット	効果	導入	コスト
・普通郵便ではなく、特定記録や簡易書留等を利用する	・郵便の誤配送、未達が防止できる ・郵便の発送や受領等、履歴確認ができる	・追加費用が発生する ・郵便局と事前に調整が必要	◎	◎	△
・宛先不明の事業所を事前に調査する	・郵便の未達が事前に防止できる ・担当者に直接届くため事業所内で紛失しない	・事前の調査に手間がかかる ・該当事業所が多く、対応に時間がかかる	○	△	◎
・封筒に開封時の注意喚起文を印刷し注意を促す	・誤配送された場合、開封前に個人番号の漏えいが防止できる	・誤配送された際、注意喚起文を読まずに開封してしまう場合がある	△	◎	◎
・給与支払担当所属宛の郵便とする	・給与支払担当者に届くため、担当外の職員による個人番号の漏えいが防止できる	・対象の事業所が多く、すべての事業所に担当所属まで調査することができない	○	△	◎

効果 ◎特に期待できる ○期待できる △ある程度の効果  
 導入 ◎容易 ○普通 △困難  
 コスト ◎低い ○普通 △高い



【個人番号の目隠しシールを貼る様子】



【特定記録郵便を利用】

町民税・県民税特別徴収事務担当者 様

<開封前に必ず宛名をご確認ください>

本通知書を受け取られた方が、記載の宛名にお心当たりのない場合、郵便物を開封せず、表面に誤配達である旨を記載した付せん等を貼っていただき、郵便ポストに投函するか、誤配達があったことを最寄りの郵便局等へご連絡ください。

【開封時に注意喚起を促す案内】